

Contents

新型コロナウイルスのワクチン接種を巡る労務問題 / 【薬機法改正】虚偽・誇大広告には課徴金が課されます / 「夏の発表会」を開催いたしました

PICKUP LAW NEWS

新型コロナウイルスの
ワクチン接種を巡る労務問題

新型コロナウイルスワクチンの接種が進んでいます。

ワクチン接種は新型コロナ終息への大きな希望となる一方で、新たな法律問題を生む可能性もあります。

今回は労務問題を軸にワクチン接種を巡る法的問題について解説します。



Author

弁護士

吉原 俊太郎
YOSHIHARA SHUNTARO

福岡県太宰府市出身。紛争の発生を未然に防ぐ予防法務に力を入れており、経営者の皆様が安心してビジネスに取り組む事ができる環境作りを心がけています。

ワクチン接種を強制できるか

職場の安全確保の観点から、従業員にはなるべくワクチン接種を受けてほしいと考えている経営者の方が多いと思います。

しかし、ワクチン接種には副反応のリスクが伴いますので、ワクチン接種はリスクに関して説明を受けて十分に理解した上で自らの意思で希望して受ける必要があります。

したがって、会社が従業員にワクチン接種を強制することは許されませんし、従業員が拒否しているにもかかわらず執拗にワクチン接種を勧めることも避けるべきです。

また、ワクチン接種を拒否した職員の出勤を拒む、制裁的な異動を命じるなど不利益な取り扱いをする、懲戒処分を科す、ワクチン接種を受けていない者の氏名を社内で公表するといったことも認められません。

医療機関など医療提供体制の確保の観点から接種の必要性が高い業種でも、最終的には接種は個人の判断となることを厚生労働省が通知しています。

会社としては、ワクチン接種の効果や必要性について説明し、ワクチン

接種を受けるよう推奨することができるに留まります。

また、後述のとおり従業員がワクチン接種を受けやすいようにワクチン接種のための休暇制度を設けることにより接種を促進する効果が期待できるでしょう。

ワクチン休暇

ワクチン接種や接種後の発熱などの症状が出た場合のために特別休暇を認める企業が増えています。

このような制度を導入することでワクチン接種を推進する効果も期待できます。

厚生労働省が公表している「新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）」では、ワクチン接種のための休暇制度を新設するほかに、「既存の病気休暇や失効年休積立制度（失効した年次有給休暇を積み立てて、病気で療養する場合等に使えるようにする制度）等をこれらの場面にも活用できるよう見直す」、「特段のペナルティなく労働者の中抜け（ワクチン接種の時間につき、労務から離れることを認め、その分終業時刻の繰り下げを行うことなど）や出勤み

なし（ワクチン接種の時間につき、労務から離れることを認めた上で、その時間は通常どおり労働したものとして取り扱うこと）を認める」といった対応が推奨されています。

もっとも、このような制度の導入が法的に義務づけられているわけではありませんので、ワクチン接種は時間外や休日に行ってもらう、あるいは有給休暇を活用してもらうという取扱いにしても別段問題はありません。

今後生じうる問題

「従業員のワクチン接種有無に関する情報を集められるか」「ワクチン接種を受けていない従業員の業務を制限することは可能か」といった問題も生じることが予想されます。

これらの論点については、8月27日（金）15:00開催のオンラインセミナー「徹底解説！新型コロナワクチンに関する労務対応」にて詳しく解説いたします。

チラシを同封いたしますので、奮ってお申込みください。

はじめに

8月1日より、改正薬機法（医薬品医療機器法）が施行されました。

今回の改正により、医薬品等に関する虚偽・誇大広告に対して新たに課徴金制度が導入されました。

薬機法第66条

薬機法第66条1項は、「何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関して、明示的であると暗示的であるとを問わず、虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は流布してはならない」と定めています。

また、同条2項は「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の効能、効果又は性能について、医師その他の者がこれを保証したものと誤解されるおそれがある

る記事を広告し、記述し、又は流布することは、前項に該当するものとする」としています。

たとえば、実際には効果がないにもかかわらず、新型コロナウイルスに対する免疫力がアップすると虚偽の表示をしてインターネット上でサプリメントを販売しようとするような行為が薬機法違反となります。

課徴金制度の導入

これまで虚偽・誇大広告の禁止に違反したときの罰金は最大200万円とされてきました。

しかし、違法な広告により不当な利益を得た企業は罰金を支払っても十分な収益を手元に残すことができ、「逃げ得」が許されているという指摘がされてきました。

アメリカやEUでは、違法行為によってどれだけ経済的な利得を受けたかを罰金や制裁金の算定要素に考

慮することが可能となっており、これに近い制度を日本でも導入すべきだという意見が出されていました。

そこで、今回新たに課徴金制度が導入されることとなりました。

課徴金の金額は、違反を行っていた期間における対象商品の売上額の4.5%とされています（第75条の5の2第1項）。

簡単にいえば、広告規制に違反したときの罰金の上限が撤廃され、売上額に応じた課徴金が課されることになったというのが今回の改正です。

景品表示法（景表法）や薬機法などの広告を規制する法律に関しては弊所にも多くのお問い合わせやご依頼をいただいています。

「このような表示をして問題はないだろうか？」と疑問に感じたら、どうぞお気軽に弊所にお問い合わせください。

「夏の発表会」を開催いたしました



7月某日、たくみ法律事務所の所員が一堂に会して「夏の発表会」を開催いたしました。

「発表会」は年に2回必ず開催しているイベントで、事務所の基本方針や目標の達成状況を全体で確認し、課題の解決策を議論するためにグループワークなどを行っています。

今回の発表会は新型コロナウイルスの感染対策を十分に行った上で実施されました。

まず、所長の宮田から「ご相談、ご依頼、ご紹介をいただく皆様への感謝の気持ちを忘れない」という事務所の方針の確認が行われました。

その後、新型コロナ禍における事務所内のコミュニケーションについて複数のグループに分かれて議論を行いました。

発表会終了後はZOOMを利用してリモート懇親会を実施いたしました。新型コロナウイルスの影響により、弊社でもクラウドツールやリモートワークの導入などの対応を迫られています。

このような困難な状況においても弊社にご依頼いただく皆様のお力になるために事務所一丸となって取り組むことを、所員一同、改めて決意する機会となりました。